

令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務 受託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務

(2) 目的

本県が有する世界遺産等の観光素材や特色ある自然・風景、食、宿泊施設等を活用して、本県の魅力を発信する動画および視聴者の共感・驚き・参加を誘発する動画を制作し、TikTokを通じて発信することで、主に若年層を対象とした観光機運の醸成及び本県への来訪のきっかけづくりを行うことを目的とする。

(3) 委託内容

- ① 動画の企画、制作
- ② 動画再生回数・公式アカウントのフォロワー数の増加に資する取り組み
- ③ SNS広告の実施
- ④ 効果測定・分析

※詳細は別紙「令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

(5) 委託料上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含む。)

(6) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3. 提案者の参加資格

(1) 応募資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、下記の①から⑬の要件の全てを満たしている者であること、共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑩の要件を満たし、共同企業体のうちいずれかの構成企業が下記⑪及び⑬の要件を満たしていることを参加資格要件とする。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
- ⑪役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q5広告・イベント業務」に登録をしているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録申請中であれば可とする）。
- ⑬この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体又はそれらに準ずる機関（構成団体に地方公共団体を含む協議会、観光協会、DMO）と同種業務契約※を締結し、これを誠実に履行した者であること。
※「同種業務契約」とは、動画を活用したプロモーション業務に係るものをいう。

（2）共同企業体について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ①必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ②1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

（3）失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①上記3（1）に定めた資格が備わっていないとき。
- ②複数の提案書等を提出したとき。
- ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④提出書類に虚偽または不正があったとき。

⑤提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

⑥そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続き等

(1) 担当課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県観光局地域観光課

TEL : 0742-27-8482

Email : kanko@office.pref.nara.lg.jp

(2) 募集要項及び仕様書の配布

令和8年4月24日（金）から令和8年5月21日（木）正午までの間に、(1)の担当課またはインターネットの奈良県ホームページ「観光・文化に関する入札等」にて配布する。

ただし、担当課における配布は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日をいう。以下同じ）を除く、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 仕様書等に関する質問

仕様書等について質問がある場合は、以下のとおり質問票を提出すること。

ア) 質問方法

質問書【様式5】により(1)担当課あてに電子メールにて提出すること。送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。

来訪又は電話など口頭での質問は受け付けない。

イ) 受付期間

令和8年5月14日（木）午後5時まで

ウ) 回答方法

質問に対する回答は、質問の要旨と合わせて奈良県ホームページ「観光・文化に関する入札等」にて公表する。なお、質問者名の公表及び個別の回答は行わない。

(4) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、以下のとおり提出すること。

提出期限：令和8年5月14日（木）午後5時まで

提出先：(1)の担当課

提出部数：9部（正：1部、副：8部／提出物一式）

提出方法：(1)の担当課へ持参（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）の受付とする。）又は郵送（郵送の場合、上記期限までに必着。封筒に「参加申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便で提出すること。）

提出物：①参加表明書【様式1】

②誓約書【様式2】

③参加申込者概要書【様式3】

④類似業務受注実績【様式8】

過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、国又は地方公共団体と契約し、履行した同種業務の実績を記載すること。（契約書の写し等を添付）

※同種業務：動画を活用したプロモーション業務

⑤3（1）③の参加資格を有することを証する書類の写し等

登録申請中の場合、実際に県に提出した登録申請書の写し等を提出し、併せて登録申請書が県に到達したと思われる日をご教示ください。企画提案までに参加資格登録が完了した場合は、直ちに参加資格を有することを証する書類等の写しを提出してください。

共同企業体による参加の場合は、以下の提出物も合わせて提出すること。

⑥共同企業体委任状【様式9】

⑦共同企業体一覧【様式10】

⑧共同企業体協定書【様式11】

※①②④⑤は、共同企業体の代表企業が提出すること。また③は、構成する全ての団体について提出すること。

※参加申込書を提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合は、速やかに(1)の担当課へ連絡のうえ、令和8年5月19日（火）午後5時までに、参加辞退届【様式4】を持参又は郵送により提出すること。

(5) 企画提案書

企画提案に参加を希望する者は、以下のとおり提出すること。

提出期限：令和8年5月21日（木）正午まで

提出先：(1)の担当課

提出部数：9部（正：1部、副：8部／提出物一式）

なお、副8部については、提案者を判読できるような記載や用紙の使用を行わないこと。

提出方法：(1)の担当課へ持参（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）の受付とする。）又は郵送（郵送の場合、上記期限までに必着。封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、簡易書留郵便で提出すること。）

提出物：①企画提案提出書【正：様式6】【副：様式6-1】

②企画提案書

（様式任意 サイズはA4、ページ上限：20ページ（表紙を除く））

企画提案書には、「仕様書」及び6(1)の審査基準を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。閲覧性に配慮し、項目ごとにインデックスを付すこと。

紙媒体で提出とともに、上記メールアドレスにデータを送付すること。

ア) 業務実施方針、業務スケジュール

- ・「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務全体のコンセプト、業務実施方針及びスケジュールを提示すること。

イ) 業務実施体制

- ・業務を実施するにあたり、どのような人員を起用するかわかるよう、業務実施

体制および実績を提示すること。

ウ) 動画の企画、制作

- ・本県のアカウムの課題を解決することにつながる内容を提案すること。
- ・動画の内容をわかりやすく提示の上、動画の題材、エリア、撮影方法などを明記すること。
- ・想定する制作クリエイターを提示の上、コンテンツ内容に合った動画の投稿実績があるか、フォロワー数が多く拡散力のあるクリエイターであるかなど、どのような理由で提示するクリエイターの起用が効果的と判断したかを明記すること。
- ・冒頭3秒以内に視聴者を惹きつけるフック等の具体的な手法を明記すること。
- ・動画の効果測定やトレンド分析により、本アカウントの抱える課題を明らかにした上でそれらを反映・解決した動画を制作する体制・方針を明記すること。

エ) 再生回数、フォロワーの拡大

- ・動画再生回数の増や公式アカウント新規フォロワーの獲得に資する取組について具体的に提案すること。
- ・再生回数、視聴維持率、エンゲージメント率、フォロワー増加数等の具体的な目標値を提案し、目標達成に向けたプロセスおよび管理方法を提案すること。

オ) SNS広告の実施

- ・エリアや頻度、シミュレーションを具体的に示すこと。
- ・広告動画数、広告方法、広告時期を明記すること。

カ) 効果測定・分析

- ・動画の拡散（バズ）の発生および拡散過程を分析する手法を提案すること。

③委託業務実施体制【様式7】

④見積書（様式任意）

宛先は「奈良県知事」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

⑤ サンプル動画（審査会当日に持参）

- ・プレゼンテーション審査における規定時間終了後、サンプル動画の視聴時間を設けるものとする。
- ・サンプル動画は1分以内とし、新たに制作した動画でも自社制作の既存の動画を再編集した動画でも良い。
- ・サンプル動画は、審査会当日にモニターに写し視聴するため、サンプル動画を再生するためのHDMIケーブルが接続できるパソコンにサンプル動画データを保存し、持参すること。

5. 日程

令和8年4月24日（金）	募集要項配布、参加表明書及び質問受付開始
5月14日（木）	参加申込受付・質問受付終了（午後5時まで）
5月21日（木）	企画提案書等受付終了（正午まで）
5月下旬	受託事業者選定審査委員会開催予定（プレゼンテーション実施）

6. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

① 企画提案書等の審査は、「令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務受託事業者選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）」により、次の審査項目について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀提案者として選定する。また、提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。

なお、審査委員の合計点を集計した総得点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。また、審査は非公開で行う。

審査項目		配点割合
I 業務遂行能力	業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	5%
	同様の業務を実施した実績があり、本業務成果を期待できるか。	5%
	業務実施手順、業務スケジュールが適切であり、本業務を適切に実施することが期待されるか。業務内容を実現するための適正な実施体制が具体的に示されているか。	5%
II 企画提案内容	効果測定・分析を踏まえた動画の内容が具体的に示されており、若年層に対する本県への観光機運の醸成及び来訪のきっかけづくりとなるような要素を含めた提案がされているか。	15%
	※動画審査より判断するものとする。 制作動画について、企画意図の明確さ、表現力、編集技術（クリエイター選定能力）、ターゲットへの訴求力が確認できるか。	5%
	動画コンテンツについて、ロケ地エリアや観光素材（食、社寺、観光施設、イベント、自然、風景、せんとくん等）のジャンルがバランス良く提案されているか。	15%
	フォロワー数やインフルエンサーとしての実績等、発信力・拡散力のあるクリエイターを起用しているか。	10%
	効果測定・分析を踏まえた題材やターゲットを示し、それらに適した制作手法をとり、再生回数増や公式アカウントのフォロワー数の拡大等の設定した目標達成に資する取組について具体的な提案がされているか。	15%
	制作動画を活用したSNS広告について、エリアや頻度、数値目標が具体的に示されて、効果的な広告方法、広告時期、広告動画数が具体的に提案されているか。	5%
	制作・投稿した動画について、「バズ（拡散）」の発生に資する効果測定指標を設定され、効果測定・分析を実施する具体的な手法が提案されているか。	10%
	経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。	10%
III 経費		

② 提出のあった提案書等について、選定審査会においてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

③ 提案者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行い、上位5者程度に選定する。

- ④ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ⑤ プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和8年5月下旬に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

(2) 事業者との契約

- ①上記6(1)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
- ②企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) 電子契約の可否

- ①本契約は電子契約を可能とする。
- ②電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を4（4）で示す参加申込手続きとあわせて原則電子メール（やむを得ない場合持参・郵送可）で提出すること。

(4) その他

- ①当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ②採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること及び県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。